

令和7年第2回八峰町議会臨時会会議録

令和7年2月10日（月曜日）

議事日程第1号

令和7年2月10日（月曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第5号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第8号）

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 石上義久	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子
--------------	------------------

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和 7 年第 2 回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和 7 年第 2 回八峰町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

国が進める総合経済対策については、低所得者世帯に対する新たな給付金と推奨事業メニューの二本立てとなっておりますが、このうち、推奨事業メニューについては、庁内で検討を進め、このたび事業内容が決まりましたので、関係予算を本臨時会に提案するものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第 5 号、令和 6 年度八峰町一般会計補正予算第 8 号は、既定額に 1 億 798 万 8,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を 69 億 1,985 万 4,000 円とするものであり、主な内容は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業」の追加であります。

以上、今議会臨時会の議案は1件であります。

詳細につきましては議案提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第5号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第5号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億798万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,985万4,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条、地方債の変更につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年2月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございますが、年度内に支出が終わらない見込みの事業と、物品納入までの期間や工期を十分に確保するため早期発注を行う事業の繰越明許費を設定するもので、物価高騰対策商品券発行事業と住民基本台帳ネットワークシステム機器更新事業、ポンポコ山公園整備事業の3事業でございます。

次の4ページをお開きください。

第3表、地方債の変更についてですが、旧岩館小学校除却事業に充当している合併特例債の限度額を1,600万円追加して2億400万円とするものでございます。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入ですが、11款地方交付税につきましては、歳出の一般財源に充てるため4,902万6,000円を追加するものでございます。

15款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節総務費補助金につきましては、国の重点支援地方交付金の推奨事業メニュー枠に取り組む事業の財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,532万5,000円を追加するものでございます。

16款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金 1 節社会福祉費補助金につきましては、同じく推奨事業メニュー枠に取り組む事業に対する県補助金で、灯油購入助成事業と介護保険施設等及び障がい者支援施設等の物価高騰対策事業が対象となっておりまして、合計で763万7,000円を追加するものでございます。

22款町債 1 項 1 目総務債 3 節遊休施設除却事業債につきましては、旧岩館小学校除却事業に充当する合併特例債1,600万円を追加するものでございます。

10ページと11ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

2 款総務費 1 項 5 目財産管理費14節工事請負費につきましては、旧岩館小学校解体工事におきまして校舎内の撤去物の増加や産廃の処分費用の増加などにより、1,714万3,000円を追加するものでございます。

6 目企画費につきましては、国の重点支援地方交付金を活用して物価高騰による負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯を除く世帯を対象に町内事業者等で利用可能な地域商品券を発行する関係経費で、地域商品券は1世帯当たり1万円とし、1,900世帯を見込んでおります。10節需用費から12節委託料までの合計の事業費は、2,182万円となっております。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の17節備品購入費につきましては、全国一斉に更新期限を迎える住基ネットワークシステム機器を入れ替えするためのもので、機器購入費1,788万3,000円を追加するものでございます。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費ですが、これも国の重点支援地方交付金を活用して灯油の高騰による低所得者世帯の負担軽減を図るため暖房費を助成する関係経費で、1世帯当たり6,000円とし、低所得者を1,200世帯と見込んでおります。10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までの合計の事業費は、770万円となっております。

12ページ・13ページをお開きください。

3 目障害福祉費と6目の介護保険費ですが、これも国の重点支援地方交付金を活用して物価高騰等の影響を受けている障がい者支援施設等と介護保険施設等の光熱費や食材費の負担軽減を図るため助成するもので、障がい者施設等に対しては78万3,000円、介

護保険施設等に対しては679万4,000円をそれぞれ助成するものでございます。

6 款農林水産業費 1 項 9 目農業施設費ですが、これも国の重点支援地方交付金を活用して物価高騰等の影響を受けている町の指定管理施設に電気料を助成し、安定経営を図るもので、おらほの館と峰浜培養を運営する事業者に合計で121万円を助成するものです。

次の 3 項 2 目水産業振興費につきましても国の重点支援地方交付金を活用する事業で、1 つ目が物価高騰などの影響を受けている漁業者の事業の継続・安定経営を図るため、沿岸施設ハタハタ漁の漁業権を取得している経営体及び底曳き船でハタハタ漁を行っている経営体に対して助成するもので、1 経営体につき上限10万円として32経営体を見込み、320万円を追加するものでございます。2 つ目は町の指定管理施設であるはちもり観光市と産直ぶりこを運営する事業者に電気料を助成するもので、合計で30万2,000円を追加するものでございます。

7 款商工費 1 項 5 目ハタハタ館管理費と次の 6 目、ポンポコ山公園管理費の18節負担金、補助及び交付金につきましても、国の重点支援地方交付金を活用して町の指定管理施設に電気料を助成するもので、ハタハタ館分として100万円、ポンポコ山公園分として15万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

また、6 目ポンポコ山公園管理費のうち12節委託料につきましては、耐用年数が過ぎ、故障が頻繁に起きているパークセンターのエアコン改修工事に係る設計管理業務委託料50万円を追加するもので、14節工事請負費につきましては、パークセンターエアコン改修工事費950万円と、定期点検の結果、修繕が必要と指摘されたポンポコ山公園の遊具改修工事費500万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この遊具改修につきましては、利用者が最も多くなる夏休み前の工事完了を目指して早期発注するため、今回の補正計上するものでございます。

次に、8 款土木費 2 項 4 目除雪費は不足する除雪費を増額するもので、10節需用費につきましては、凍結抑制剤の購入として消耗品費400万円と、除雪車の修繕料として300万円を追加するもので、12節委託料につきましては、除排雪業務委託料として800万円を追加するものでございます。

以上で予算書の説明は終わりますが、国の重点支援地方交付金の推奨事業メニューについてタブレットに掲載しております資料に基づいて再度ご説明いたしたいと思います。タブレットの資料をご覧になっていただきたいと思います。

それでは、臨時交付金の推奨メニューについてご説明いたします。

まず財源内訳ですが、ナンバー 1 からナンバー 8 までの 8 つの事業を予定しております。このうちのナンバー 2 からナンバー 6 までの 5 つの事業につきましては、県から 2 分の 1 の補助金がございます。

続いて事業内容についてご説明いたします。

先ほど若干説明しましたが、ナンバー 1 の物価高騰対策商品券発行事業につきましては、事業費が 2,182 万円で、事業概要は、物価高騰の負担の軽減を図るため、町内事業所等で利用可能な地域商品券を発行するという事で、対象は住民税非課税世帯以外の世帯で、1 世帯当たり 1 万円の商品券を配布して 1,900 世帯を見込んでいるということで、合計で 2,182 万円の事業費となっております。

ナンバー 2 の生活応援暖房費助成事業は、事業費が全体で 770 万円、事業概要は、灯油価格の高騰による低所得者世帯の負担軽減を図るため、暖房費を助成するという事で、これは県協調事業となっております。県から 2 分の 1 の補助金があります。対象は住民税非課税世帯となっております。基準額として 1 世帯当たり 6,000 円の現金給付をするもので、1,200 世帯を見込んでおまして、合計で 770 万円の事業費ということでございます。

次のページをご覧ください。

ナンバー 3 の障害者施設等物価高騰対策事業のうち光熱水費等支援につきましては、事業費が 57 万 8,000 円で、事業概要は、物価高騰等の影響を受けている障がい者支援施設等の負担軽減を図るということで、これも県から 2 分の 1 の補助がございます。対象は障がい者支援施設となっております。基準額が、①が入所定員 1 人当たり 1 万 3,000 円、②が通所定員 1 人当たり 9,000 円、そして相談・訪問系事業所ということが 1 事業所当たり 10 万円というふうになっております。事業費につきましては、1 万 3,000 円の対象となる施設の入所定員が 16 人ということで 20 万 8,000 円、通所の事業所の定員が 30 人ということで 9,000 円掛ける 30 人で 27 万円、10 万円の対象となる事業所は 1 事業所ということで 10 万円でございます。

ナンバー 4 の障害者施設等物価高騰対策事業のうち食材費支援につきましては、20 万 5,000 円の事業費でございまして、物価高騰等の影響を受けている障がい者支援施設等の負担軽減を図ると、これも 2 分の 1 の県補助がございます。対象は障がい者支援施設ということでナンバー 3 と同じでございまして、基準額、入所系で 3 食提供している

施設には1万円、それから入所系、2食提供している施設は6,600円、通所系が1食提供で3,300円ということで、1万円の対象となる施設がないのでゼロですが、2番目の6,600円、2食提供のところが定員が16人ということで10万5,600円で、通所系が3,300円掛ける30人ということで9万9,000円ということで、合わせて20万4,600円となっております。

ナンバー5の介護施設等物価高騰対策事業のうち光熱水費等の支援につきましては、全体で418万2,000円で、事業概要は、物価高騰の影響を受けている介護保険施設等の負担軽減を図るということで、これも県から2分の1の補助がございました。介護保険施設が対象となっておりまして、入所定員1人当たり1万3,000円、通所定員1人当たり9,000円、1事業所当たり、相談・訪問系の事業所ですが、1事業者当たり10万円となっております、1万3,000円の対象となるのが241人と、それから9,000円の対象となるのが61人、それから事業所は5事業所ということで50万円ということで、合わせて418万2,000円です。

次のナンバー6の介護保険施設等物価高騰対策事業のうち食材費支援につきましては、合わせて261万2,000円の事業費で、物価高騰の影響を受けている介護保険施設等の負担軽減を図る、これも県協調事業で2分の1の補助がございました。対象は介護保険施設で、入所定員1人当たり1万円、通所定員1人当たり3,000円ということで、入所定員が241人、それから通所の方が61人ということで、合わせて261万1,300円というふうになってございます。

次のページをご覧ください。

ナンバー7の物価高騰対策漁業者支援事業でございますが、事業費が320万円で、物価高騰等の影響を受けている漁業者に燃油・資材代を補助し、事業の継続・安定経営を図るという目的でございます。対象はハタハタ漁の漁業権を取得している漁船登録経営体ということで、経費の合計が対象となりまして、上限が10万円ということで10万円掛ける32経営体で320万円でございます。

ナンバー8の指定管理施設光熱費等高騰対策事業は、合わせて266万5,000円で、物価高騰等の影響を受けている町の指定管理施設に電気料を補助し、安定運営を図るということで、対象は町の指定管理施設のうち、おらほの館、峰浜培養、はちもり観光市、産直ぶりこ、ハタハタ館、ポンポコ山公園となっております。基準額としては、R5年と6年の電気料の使用量と料金実績による単価の増減率により算出することにしており

まして、上限が100万円としております。補助金の額は、そこに記載のとおり、おらほの館からポンポコ山公園までございまして、合計で266万5,000円となっております。

予算措置は、それぞれの関係する款項目の方に予算措置しております。

以上で臨時交付金の推奨メニューにつきましては説明を終わりますが、ポンポコ山公園の屋外遊具修繕工事に関する資料と除雪費の補正資料をタブレットに掲載しておりますので、こちらも参考にいただければと思います。

議案第5号の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、何て言えばいいのかな、漁業関係の支出320万円についてですけども、これ32経営体の中に底曳きも入ってるということで、沿岸漁業の刺し網、まあ船外機船と言われるものと底曳き船という大規模漁業者と同じ10万円というのはいかなる理由なのか。物価高騰対策という名目で支出するのであればですね、あまりにもこの経営規模の格差があるにもかかわらず同じ10万円というのはどういうことからきてるのか説明願いたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

山本議員おっしゃるとおり、底曳きと沿岸の船舶につきましてはサイズの相当違いがありますので、経費的には違うんだろうとは思われます。ただ、町の方としましては、ハタハタ漁の沿岸経営体26経営体ですか、の方の掛ってる経費の方を漁業会の方に問い合わせいたしまして、漁業会の方でいろいろ、何経営体かちょっと忘れましたが、すいません、確認いただきまして、1経営体当たりまず15万5,000円程度かかっているという回答を得ました。で、それに基づいてまず沿岸の26経営体で、底曳きの船もハタハタ漁も行ってますので、合わせて底曳きに出すような形になりましたので同じ10万円という補助額で考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ちょっと自分が選択するとすれば、まあこれは物価高騰対策よ

りもハタハタ不漁による救済策だなというふうに感じるわけですが、まあそれはそれとしていいわけですが、底曳きの場合は皆さん肌で感じてるように昨年の12月から今年の1月まで非常な毎日のような時化ですね、ほとんど出てないわけですよ。こういう時にあってやっぱり底曳きのこの生産額というのは、まあ八峰町にとっては相当な痛手だわけです。ここの業態が維持できないとですね、八峰町の水産というものも非常に困るわけで、今後これらの業態をやっぱり何ていう、支援していくというふうなことが必要なんではないかなと。だとすれば、今回このいろんな補助金がある時にですね、まあ何らかの方法、まあ手段によって救済するべきだと思うんですが、その辺、今後予定はどうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

今の状況としましては、まあこれという補助金がまず今ございませんので、今ここですぐ底曳きの皆さんにこれこれの補助金を出しますということは言えませんが、今後、町としましても国・県の補助事業等を注視しまして、そのような事業がありましたらすぐ手を挙げて救済できるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう1点、その下にあります、何だこれ、指定管理施設、これについて、本来、事業所でありますから自らの営業活動によってこれは消化するべきものだと思うわけですが、町内に様々な事業所があるにもかかわらずですね、そちらの方に対しての支援は全然なくて指定管理施設だけにこれを交付するというのはいかなものかなというふうに思いますが、その辺についての考えを町長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

当然ながら物価高騰ですので町内の事業者全てに支援できればいいんですけども、なかなかその当てられた財源も限られているところがありますので、一般的には商品券、いわゆる事業者ではないですけども、一般向けには商品券を1万円というところで今回ご支援というふうに思っております。ただその、まあ前回もそうだったんですけども、やはり指定管理ですので、やはり受けている人もですね当時の想定していた電気代より

も、まあ燃料代よりもですね相当に高上がりしているといったところのご支援というところで、そこはちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあいずれこれにしてもですね、この指定管理者というこの団体なり組織、あまり結構な運営をしているわけではないような状況だわけです。もう少しこの指定管理団体等について、運営についてしっかり指導してもらいたいというふうに思います。それについてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘のとおりでございますので、町当局といたしましてもですね、しっかりとそうした指導に努めてまいりたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まずはじめに、推奨メニューの限度額が3,800万円になってますけども、実際使われるのは3,532万5,000円。まあこれ限度額やっぱりギリギリにやっぱり使うべきではなかったか。使うところはまだいっぱいあると思います。この申請の仕方として、やはりギリギリまで申請してほしかったなということと、それから早ければ早いほどやはり町民の皆さんはもう本当にもう大変な思いしてますので、物価対策、早くお金が欲しいという声が本当にあちこちから聞こえてきます。で、他市町村でももう早めにこれを出してるんですけれども、もうちょっと早く、早ければ早いほど早くということになるんですよね。そこをもうちょっと早くやってもらえなかったものかなという思いがあります。そういう支給の面でですね、低所得支援の給付メニューが決定されましたけれども、先回は2月の中頃かなというふうなことでしたが、これがいつかということがやはり町民の皆さんが戦々恐々としているところです。その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

それとですね、まあいろんなその非課税か課税かというところで境目があると思うんですけれども、その令和5年度の申告状況なんですよ。で、まあ令和6年度の申告をやってますので、その令和5年度は所得があったにしても令和6年度は失業したという場合、そういう場合の調査はどのように行っているのかということと、それからもう一つついでに障がい者の方なんですけれども、市内に籍があって能代の通所型、就労支援施設コスモスとかチョコとかいろいろあるんですけれども、その人たちが対象という、市内の通っている就労支援の人たちが対象ということになるんですよね、町内の施設で

はなくて。で、通所型で1食だけ提供しているというところはあんまりないと思うんですけども、その1食だけ提供してるっていう施設はどのような施設なのか教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと質問と前後するような形の回答となりますが、ご容赦願います。

まずはじめに、支給の時期的なことなんですけれども、1月の20日の日に低所得支援メニューの方やったんですけれども、そちらの方、今、うちの方で対象者の方かなり絞り込んでおります。で、支給の具体的な時期については、まず2月中には支給したいということで今考えております。

次に、限度額についてでございます。確かに議員ご指摘のとおり、限度額には今回の予算的にも275万5,000円、限度額に届いていないということにはなっておりますが、今、例えば1番の物価高騰対策商品券発行事業等、こちらの方、今、実際に精算の段階になると、これもあくまでも予算で見込みで全ての人に行き渡るような形で見込んでいるんですけれども、実際には対象者も若干減ることになるかと思えます。また、実際、前回もやった時もそうであったんですけれども、皆さんが必ずしも1万円使い切らないという方もおります。そういった事業を最終的に精査していった時に、もう少しこちらの方の事業費は下がるものというふうに見込んでおります。その際に、この重点交付金の現在の予算額から満たない275万5,000円と、この事業化した予算の不用額に当たる部分を合わせまして、次に何かこう新たな事業をできないかということで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 見上議員のご質問にお答えします。

障がい者施設で市内に住所があつて町内の施設をご利用になっている場合も対象になるのかという話なんですけれども、今回の交付は町内事業1事業所に対してだとか、運営実績がある事業所の定員に対し単価いくらかというような交付金事業ということになっておりますので、町外のご住所のご利用であるとかそういうことは今回関係ないということになって、今回も関係ないということになっております。

次に、1食提供している通所事業所あるかという話なんですけれども、これ現在も確

認しているんですけれども、例えばご利用の方がご希望される場合にお弁当を実費徴収した場合はどうなのかということで、こちらも想定しているところでありまして、実際に事業所が1食提供しているということはありません。ただその実費支給、弁当買いまして、それを払いましたというのは対象になるかどうかということちょっと精査中ですので、一応予算の方にあげさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと今の課長の説明だと、通所に行ってる人が例えば弁当、お昼の弁当買いたいということになれば、その時は支給するということですか。例えば、まあ就労支援B型のチョコの場合はお昼出てるんですけれども、200いくらか、200円か200ちょっとくらいで。そういう場合は対象かなと思ってたんですけれども、例えばそれ以外の施設で就労支援の施設何個かあるんですけれども、B型の。そういうところでお昼は出てないんですけれども、そういう場合、そのお弁当注文したいという場合はお金が出るということなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 分かりやすく言うと、ご利用料金が1施設、例えば1回500円かかりますよという中にお弁当代も入ってるのであれば、それは対象になりますけれども、事業所の方でお弁当屋さんにお弁当を頼んで600円かかりましたということで、その600円をくださいといった場合には、これは対象外になるというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 15ページのパークセンターエアコン、これは何年度に設置されたものか。それから、エアコンとポンポコ山公園遊具、これは塩害対応になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの門脇議員の質問にお答えいたします。

ポンポコ山公園のパークセンターのエアコンにつきましては、平成23年度の開所時の初期のものでございます。

それから、屋外遊具の塩害対応になっているかにつきましては、明確にそういった対応になっているかというのを私も今把握しておりませんが、平成22年度の再整備の際に立地条件等を考慮して適切なものを選んでいただくと私は考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） これ今まで何回も各施設で議論されてきたことであります。例えばファガス、終末処理場、観光市等々、まあ漁集含めて、こういうね塩害対応が必要な浜辺の施設は、やはりボルトでもこういう備品が塩害対応になってないと腐るのは目に見えて分かります。多少イニシャルコストがかかってもね塩害対応のものにしてね、なるべく年数を持たせる、そういうふうな工夫が、今まで何回も言ってきたつもりなのですが、この資料を見る限り、多分塩害対応になってないんじゃないですか。この辺やっぱりもうちょっとね工夫が必要だと思いますけど、町長答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員のご質問にお答えいたしますけれども、もちろんですね、この八峰町は海が非常に近いので、まあ遊具だけでなくね全ての施設につきましてはやはり塩害対策が必要だというふうに私も認識しております。こうした中であって私も資料を見ておりますけれども、やはりボルト部分とか、やはり鋼製部分というのはやはりそうした対策が必要なんだろうというところでございます。

で、鋼製のものにつきましては、塩害対策としてはメッキのどぶづけだったり、あるいは塗装の頻度を多くしてそういった対策をしているわけでございますけれども、なかなかそこまでのメンテナンス費用がこれまで確保できなかったというところがこうした早期の腐食に繋がっているというふうに私も考えているところでございますので、いずれですね、その塩害対策というところをしっかりと意識してイニシャルコストに反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） やはりね壊れたから金を出して直しましょうじゃなくて、対応できる部分、対策できる部分はやはりしっかり細々したものから対応していかなければ全てに財政に響いてきますので、その辺、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○10番（門脇直樹君） いえ。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 除雪費について伺います。除雪費の補正資料の方を見て質問いたします。

中段の委託料800万円の補正となっておりますが、この業務委託は今何社にお願いしているのでしょうか。それと、この最低補償支払い額、これ228万円載ってますけども、最低補償額に至ってない業者も今あるのでしょうか。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

除雪の業者が何社あるかと、委託してるかというご質問ですけども、現在13社と委託しております。

最低補償の関係ですけども、あくまでも試算の段階ですので、担当の資料によりまして9社ほど最低補償の方にもしかすればかかるんじゃないかというふうな試算で計上させていただきました。

答えは以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの私の質問でちょっと答弁がなかった点について確認します。

あくまでも令和5年度の申告の課税・非課税でいくんですよね。で、その後の失業とか収入が極端に減った場合は申告すれば対象になるのかどうなのかということと、それから、推奨メニュー、給付型の低所得者のは2月中ということですけども、じゃ、この推奨メニューはそれよりもまたかなり遅れるってということになるんで、いつ頃の予定なんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

このたびの交付金なんですけれども、期日が12月の13日現在というふうに決まっておりますので、その段階での課税状況により決定することになっておりますので、例え

ば今2月から申告始まりますけれども、それに応じた金額によって交付の対象になるということはございません。

あと、こちらの方の今の全体を通してといいますか、今回挙げた推奨メニューなんですけれども、商品券につきましては今日可決いただければ商工会さんの方といろいろやりとりしながら実際の具体的な時期等決めていくんですけれども、できればまず3月から使えるような形にはしたいなというふうに考えております。

また、ナンバー2からナンバー8までの事業につきましては、令和6年度以内には全て完了できる見込みというふうに考えております。したがって、予算書の方にも1番目の物価高騰対策商品券発行事業のみを繰越明許費とさせていただきます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回八峰町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時47分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦